

法律知識 No.50



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

マンションでの騒音について、 慰謝料を請求することはできるか



私たち夫婦は、10年ほど前にマンションの一室を購入し、居住しています。昨年、私たちの真上の部屋にAさん家族が引っ越してきてから、騒音に悩まされるようになりました。Aさんの家族は3人世帯で、3歳くらいの男の子がおり、この男の子が走り回ったり、跳び跳ねたりして音を立てているようです。私たちは管理組合に相談し、マンションの各戸に子供による騒音に注意を促す書面を配ってもらったり、Aさん宛てに騒音で困っている旨を書いた手紙を出したりしましたが、改善しませんでした。このため、Aさんと直接話合いをしたのですが、Aさんから「これ以上静かにできない、建物に問題があるのではないか」などと言われました。その後も騒音が続くことから、何度かAさん宅を訪問しましたが、応答してくれなくなりました。管理組合からは「訴訟で解決するしかないのではないか」と言われ、騒音計のリースを受け、騒音のデータを取るようになりました。データを専門の機関で調べてもらったところ、騒音の数値は、50～65デシベルに達していました。また時間帯は19時以降が多く、時には0時以降に及ぶこともありました。妻は、騒音のストレスから食欲不振や不眠に陥り、心療内科に通っています。Aさんに対し、慰謝料の請求をすることはできるでしょうか。

A

今回のようなマンションの隣室などからの騒音については、法規制は無く、話合いを行っても解決しない場合、自ら訴訟を起こすなどの手段をとる必要があります。「生活騒音」については、一定の限度を超えた場合、違法になるとされており、慰謝料などの請求が認められます。

今回の場合、50～65デシベルの騒音が発生し、深夜に及んでいます。事案によって異なりますが、判例では、「50～60デシベル程度で限度を超えている」としたものが多く、今回の騒音は違法とされる可能性が高いといえます。

慰謝料の額は、10～100万円程度まで認められることが多く、額の算定には、話合いに応じないなど、不誠実な態度も影響を与えます。また、治療費や騒音計のリース代などの賠償も認められる可能性が高いといえます。

さらに、判決で認められた賠償金については、強制執行や、預貯金などの差押えも可能となります。相手方の財産が分からない場合でも、判決があれば、裁判所において財産を調査する手続きをとることができます。賠償を認める判決を得ることは、騒音に対する大きな抑止力として働くものと考えられます。

ここからは広告です。